

## 令和8年度 OSAKA しごとフィールドにおける 中小企業人材支援センター運営業務に係る企画提案公募要領

大阪府では、働きたいと思う方々の就職と、府内企業の産業人材確保の実現を目的に「令和8年度 OSAKA しごとフィールドにおける中小企業人材支援センター運営業務（以下、本業務と記載。）」を実施します。

本業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託者を募集します。

本業務は、「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立に加え、国における交付決定、採択決定等を前提とした業務で構成される停止条件付き業務です。予算が成立しない場合や国において交付決定、採択決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

- A：中小企業人材支援センター運営業務：「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」における成立内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。
- B：公民協働人材確保推進業務：国において補助金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。
- C：中核人材雇用戦略デスク業務（同体制拡充業務を含む）：国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議をし、契約を締結するものとします。

### Ⅰ 委託業務名

令和8年度 OSAKA しごとフィールドにおける中小企業人材支援センター運営業務

#### (Ⅰ) 業務の趣旨・目的

大阪府における雇用情勢は、有効求人倍率が一定水準を維持する一方で、求職者と企業の間における職種や労働条件のミスマッチが顕著となっている。物価高騰や生活コストの増加を背景に安定雇用を求める層が増加する中、建設、運輸等の現業職においては採用が困難な状況が続いている。企業側においても人手不足は深刻化しており、正社員不足を感じる企業は過半数に達し、製造、運輸、建設、インバウンド関連等、大阪の成長を支える産業において人材確保は喫緊の課題となっている。

大阪府は、平成25年9月に総合就業支援拠点「OSAKA しごとフィールド」（以下「本施設」という。）を設置し、若年者、女性、中高年齢者、障がい者等、働きたいと思うすべての方に対する就業支援及び府内中小企業等の人材確保支援に取り組んできた。開設以来、多数の求職者を就職に結び付けるとともに、府内中小企業等の採用課題の解決にも寄与してきたところである。

本施設の運営にあたっては、「雇用のセーフティネット機能の強化」「大阪産業の活性化に資する人材供給」「若者や女性等の経済的自立の推進」を基本方針とし、求職者及び企業双方に対する支援を実

施する。今後は、これらの方針を堅持しつつ、2025年大阪・関西万博のレガシーを活用した多様な人材活躍の促進、デジタル化の推進、外国人材の採用・定着支援、労働移動の円滑化等、社会情勢の変化に対応した取組を推進し、働く意欲を有するすべての者の希望に応じた就職と企業の人材確保を実現する。

本業務委託は、本施設における企業向けの企業支援業務を対象とする。府内中小企業等に対し、人材確保に向けた採用力の向上、企業の魅力発信の強化、採用後の定着支援に加え、副業・兼業人材や中核人材等の多様な人材活用を含めた支援を行うことにより、企業の成長を支援するものである。

求職者支援と企業支援は表裏一体の関係にあることから、「OSAKA しごとフィールドにおける施設運営業務及び求職者向け就業支援業務（以下「OSAKA しごとフィールド運営業務」という。）と一体的に実施し、総合的な支援を展開するものとする。

## （2）業務概要

府内企業の産業人材確保支援を行う「中小企業人材支援センター」の運営を行い、「OSAKA しごとフィールド」とは一体的に実施し、関係機関と相互に連携して効果の最大化を図りつつ、常に検証、評価、修正を繰り返しながら、本業務を実施します。なお、本業務は支援の内容に応じて国の財源を最大限活用することとしたため、財源の区分により以下のA～Cの委託業務に役割分担していますが、個々の支援を切り離して実施するのは困難であり、相互に連携・補完することにより、一体となって高い事業効果を発揮します。

各業務の詳細は、仕様書を参照してください。

### A業務：中小企業人材支援センター運営業務

概要：「中小企業人材支援センター」（以下「中企センター」という。）の運営全般を行う。

人材確保に課題を抱えるすべての府内の中小企業に対する支援を実施する。

財源：大阪府一般財源

### B業務：公民協働人材確保推進業務

概要：「製造」「運輸」「建設」「インバウンド関連（情報通信含む）」の4分野（以下、「4分野」という。仕様書別紙1を参照）を中心とした府内中小企業に対する女性・高齢者の受入促進を含む総合的な採用力の向上支援、良質雇用（仕様書別紙2を参照）創出に向けた支援及び求職者や在職者のニーズを踏まえた環境整備支援を実施する。

財源：地域活性化雇用創造プロジェクト（厚生労働省）

### C業務：中核人材雇用戦略デスク業務

概要：中企センター内に「中核人材雇用戦略デスク」を設置し、以下の業務を実施する。

- ①有料職業紹介事業者を通じた中核人材（幹部人材、顧問人材等）採用支援
  - ・ 事業ノウハウを活かしたマッチング支援
- ②副業・兼業人材の還流促進
  - ・ 副業人材ビジネス事業者と連携したマッチング支援
- ③新たな支援対象（人材ニーズ）の発掘強化及びノウハウ継承
  - ・ 地域企業に密着した金融機関等との連携による支援対象の発掘強化

財源：地域未来交付金（内閣府）

- (3) 委託上限額：(全体額) 136,029,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
《内訳》 A業務 55,963,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
(各年度の内訳)  
令和8年度：16,059,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
令和9年度：19,952,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
令和10年度：19,952,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
B業務 51,810,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）  
C業務 28,256,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ※各業務において、上限を設定している。詳細については、仕様書を確認すること。

(4) 委託予定期間

A業務：令和8年6月1日（予定）から令和11年3月31日  
B,C業務：令和8年6月1日（予定）から令和9年3月31日

## 2 スケジュール

令和8年 2月19日（木曜日）	公募開始
令和8年 2月24日（火曜日）	説明会開催
令和8年 3月4日（水曜日）	質問受付締切
令和8年 3月18日（水曜日）	提案書類提出締切
令和8年 3月25日（水曜日）	選定委員会
令和8年 5月末日頃	契約締結
令和8年 6月1日（月曜日）	業務開始
令和9年 3月31日（水曜日）	B,C業務終了
令和11年 3月31日（土曜日）	A業務終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」と記載。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が要件を満たすこと。（なお、(3)の要件については共同企業体構成員の代表が、(9)の要件については共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有すること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

### ア 配布開始日時

令和8年2月19日（木曜日）午後2時00分

## 1 配布方法

雇用推進室 就業促進課ホームページからダウンロードしてください。

(紙媒体での配布は行いません。)

([https://www.pref.osaka.lg.jp/0110100/koyotaisaku/osf\\_kigyo\\_proposal\\_2026.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/0110100/koyotaisaku/osf_kigyo_proposal_2026.html))

#### ウ 受付期間

令和8年3月12日（木曜日）から令和8年3月18日（水曜日）正午まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。)

## 工 受付場所

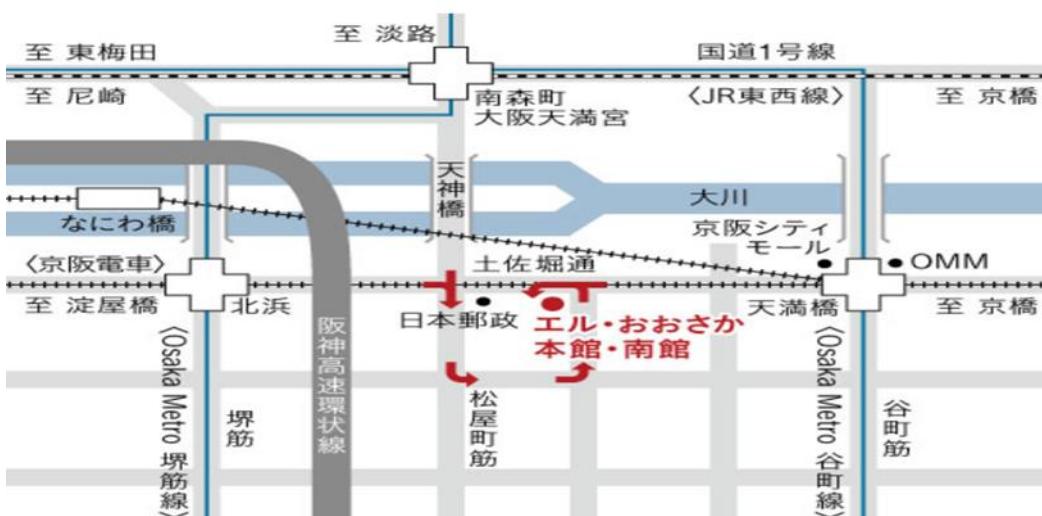
大阪府 商工労働部 就用推進室 就業促進課 企業支援グループ

住所：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館 11階

電話番号：06-6360-9074

※エル・おおさかの地図（受付場所）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14



## ■ 最寄駅

●京阪・Osaka Metro 谷町線「天満橋駅」より西へ約300m

●京阪・Osaka Metro 堺筋線「北浜駅」より東へ約 500m

## 才 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送・メール等による提出は認めません。)

## 力 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下書類は電子媒体（USB メモリ、CD-R 等）での提出もお願いします。）

ア～キの正本 1 部とア～オの副本 9 部を、応募代表者が提出してください。ア～オの副本 9 部のうち 4 部について、社名やロゴなど応募事業者が特定される記載は削除又は黒塗りして提出してください。

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本（コピー可）9 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本（コピー可）9 部）

企画書提出には仕様書に記載のある業務の内容を漏れなく記載してください。

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本（コピー可）9 部）

エ 業務実施体制の組織表（様式自由：正本 1 部、副本（コピー可）9 部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

オ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 9（コピー可）部、過去 3 年間において同種又は類似する事例に取り組んだ実績があれば、記載してください）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：正本 1 部）

キ 共同企業体（この業務を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合、以下の書類を提出してください。

①共同企業体届出書（様式 5：正本 1 部）

②共同企業体協定書の写し（様式 6：正本 1 部）

③委任状（様式 7：正本 1 部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する場合のみ）

④使用印鑑届（様式 8-1 又は様式 8-2：正本 1 部）

◆添付書類

共同企業体で企画提案する場合は、添付書類ア～ケは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

ア 定款又は寄付行為の写し（1 部、3 ヶ月以内の日付で原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（履歴事項証明書・1 部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書（1 部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えま

す。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

a 公共職業安定所長に障がい者雇用状況の報告義務のある常用雇用労働者の数が40.0人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し

・公示の日の直前の6月1日現在（6月2日から7月14日までに公示された場合は、前年の6月1日現在）の状況について記載したもので主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

b 常時雇用労働者の数が40.0人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」（様式第11）

カ 公正採用人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（1部）

キ 企業人権協議会への加入申込書の写し（1部）

ク 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター入会届の写し（1部）

ケ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（1部）

※上記カ～ケについては、その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可

### （3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

### （4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

### （5）その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。また、応募書類については電子媒体でも提出してください。

ウ 応募書類について正本は、カラー印刷してください。（副本はモノクロ印刷でも可。）

また、副本のうち4部については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

エ 企画提案書類はA4サイズで50ページ以内（表紙を除く）とし、複数業務を横断して実施するものと、A～Cの業務ごとで実施するものを明確にし、わかりやすく記載してください。A3サイズを使用する場合、A3サイズ1枚をA4サイズの2ページと見なします。

オ 表紙及び背表紙には提案業務タイトル名「令和8年度 OSAKA しごとフィールドにおける中

「小企業人材支援センター運営業務」と提案団体名を記入してください。(副本に提案団体名は不要です)

カ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

キ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会の開催

本業務について、詳細な説明を行うため、提案予定者は可能な限り説明会に参加してください。

### (1) 開催日時

令和8年2月24日(火曜日)午後1時00分から午後3時00分まで

### (2) 開催場所・方法

会場での対面形式と、オンライン会議システム(Microsoft Teams)によるオンライン形式の同時開催

【会場】(P5「エル・おおさかの地図」参照)

エル・おおさか本館11階 セミナールーム(所在地:大阪市中央区北浜東3-14)

※来館の際は公共交通機関を利用して下さい。

【オンライン】

申込いただいた方には別途視聴用のURLを送付します。

### (3) 申込方法

ア 電子メール([shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp))で受け付けます。

メール本文に、参加者の事業者名、役職名・氏名、連絡先、人数を記載の上、「件名」の始めに「【説明会申込:令和8年度OSAKAしごとフィールドにおける中小企業人材支援センター運営業務】」と明記し、申し込んでください。

イ 口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

ウ 会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

エ 電子メール送信後、必ず電話でメールの到達確認をお願いします。

(確認先:大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 企業支援グループ 06-6360-9074)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く)

### (4) 説明会への申込期限

令和8年2月20日(金曜日)午後5時00分まで

### (5) 電子メールアドレス:[shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp)

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

令和8年2月24日(火曜日)から令和8年3月4日(水曜日)午後5時00分まで

### (2) 提出方法

電子メール([shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp))で受け付けます。

ア 「件名」の始めに「【質問:令和8年度OSAKAしごとフィールドにおける中小企業人材支援センター運営業務】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で到達の確認をお願いします。ただし、電子メールの到達確認のみで、電話での質問は一切受け付けません。

確認先：大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 企業支援グループ  
電話：06-6360-9074  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く)  
ウ 質問への回答は就業促進課ホームページ  
([https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/osf\\_kigyo\\_proposal\\_2026.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/osf_kigyo_proposal_2026.html))  
に掲示し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。  
イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査は、3月25日（水曜日）に行います。プレゼンテーション審査には、プロジェクト等の機材は使用できませんのでご了承ください。  
ウ 審査の結果、最優秀提案者の評価点が100点満点中60点以下の場合は採択しません。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。  
エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。  
オ 提案内容は、仕様書に定める「提案を求める事項」を網羅してください。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点	
A .. 中小企業人材支援センター運営業務 価格点以外	業務目的及び業務内容の理解度、充実度	・提案内容は企業における求職者採用・定着の現状を十分理解し、実現可能な内容が提案されているか。	5点	5点
	事業遂行能力	・事業運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、業務遂行に十分な体制を確保しているか。	5点	5点
	データベースシステム運用・構築等	・データベースについて、効率的・効果的な運用方法も含めて具体的に提案されているか。	5点	
	広報	・中企センターの認知度を高める広報手法として、目的やターゲットが明確に設定され、適切なメディアが選定されており、全体戦略が具体的に提案されているか。実施する個別のイベントに対して、効果的な広報手法が、それぞれ具体的に提案されているか。	15点	
	セミナー	・企業の置かれている状況や課題を踏まえた上で、テーマ、講師、実施手法、スケジュール等を明確にした上で、効果的な実施内容を具体的に提案されているか。また、有料で実施する場合は参加料、集客方法、収支計画等を具体的に提案されているか。	5点	35点
	交流会	・中小企業の採用力向上に向けた企業間交流会の実施について、テーマ、実施手法、スケジュール、対象者、当日の進行方法等を明確にしたうえで、企業同士の取組共有や情報交換が促進される効果的な運営内容を具体的に提案されているか。	10点	

B .. 公民協働人材確保推進業務	相談支援	・採用力診断の受診促進のための広報等の方法および受診結果に基づく個社支援の方法を、具体的に提案されているか。	10 点	20 点
	セミナー	・セミナー講師、テーマ、内容、時期も含めて具体的に提案されているか。	10 点	
C .. 中核人材雇用戦略デスク業務	相談支援	・ヒアリング先企業を効果的かつ効率的に開拓するための、連携先、連携手法、スキームを含む具体的な運営手法が提案されているか。	10 点	20 点
	中核人材の採用支援等	・「大企業等人材の副業・兼業を通じた人材確保支援」を効果的かつ効率的に実施するための、連携先、連携手法、スキームを含む具体的な運営手法が提案されているか。	10 点	
府施策への協力※		[次表のイのとおり]	5 点	5 点
価格点		《価格点の算定式》 満点(10 点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	10 点	10 点
合計点			100 点	100 点

イ 府施策への協力（上限点数は5点とする）

審査項目	審査内容	配点																
障がい者の雇用状況【必須】	<p>障がい者の雇用 &lt;実雇用率&gt;</p> <table> <tr><td>5.00%以上</td><td>4点</td></tr> <tr><td>4.17～4.99%</td><td>3点</td></tr> <tr><td>3.34～4.16%</td><td>2点</td></tr> <tr><td>2.51～3.33%</td><td>1点</td></tr> </table> <p>&lt;法定雇用障がい者数超過数&gt;</p> <table> <tr><td>7人以上</td><td>4点</td></tr> <tr><td>5～7人未満</td><td>3点</td></tr> <tr><td>3～5人未満</td><td>2点</td></tr> <tr><td>1～3人未満</td><td>1点</td></tr> </table> <p>※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。</p>	5.00%以上	4点	4.17～4.99%	3点	3.34～4.16%	2点	2.51～3.33%	1点	7人以上	4点	5～7人未満	3点	3～5人未満	2点	1～3人未満	1点	4点
5.00%以上	4点																	
4.17～4.99%	3点																	
3.34～4.16%	2点																	
2.51～3.33%	1点																	
7人以上	4点																	
5～7人未満	3点																	
3～5人未満	2点																	
1～3人未満	1点																	
公正採用選考人権啓発推進員の設置及び新任・基礎研修の受講【必須】	<p>公正採用選考人権啓発推進員の選任</p> <table> <tr><td>推進員を設置し、研修を受講している</td><td>[1点]</td></tr> <tr><td>推進員を設置せず、研修を受講していない</td><td>[0点]</td></tr> </table>	推進員を設置し、研修を受講している	[1点]	推進員を設置せず、研修を受講していない	[0点]	1点												
推進員を設置し、研修を受講している	[1点]																	
推進員を設置せず、研修を受講していない	[0点]																	
大阪企業人権協議会への加入【任意】	<p>大阪企業人権協議会への加入の有無</p> <table> <tr><td>加入している</td><td>[1点]</td></tr> <tr><td>加入していない</td><td>[0点]</td></tr> </table>	加入している	[1点]	加入していない	[0点]	1点												
加入している	[1点]																	
加入していない	[0点]																	
就職困難者の就労支援への協力【任意】	<p>大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C－STEP）〕への加入の有無</p> <table> <tr><td>加入している</td><td>[1点]</td></tr> <tr><td>加入していない</td><td>[0点]</td></tr> </table>	加入している	[1点]	加入していない	[0点]	1点												
加入している	[1点]																	
加入していない	[0点]																	
大阪府障がい者サポートカンパニー又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録【任意】	<p>大阪府障がい者サポートカンパニー又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無</p> <table> <tr><td>登録している</td><td>[1点]</td></tr> <tr><td>登録していない</td><td>[0点]</td></tr> </table>	登録している	[1点]	登録していない	[0点]	1点												
登録している	[1点]																	
登録していない	[0点]																	
合計		5点																

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、同法第44条第1項に規定する親事業主、第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

※公正採用選考人権啓発推進員の設置、公正採用人権啓発推進員新任・基礎研修の受講、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を就業促進課ホームページ([https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/osf\\_kigyo\\_proposal\\_2026.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/osf_kigyo_proposal_2026.html))において公表する。なお、採択されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の提案金額及び得点は公表しません。

#### ①最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

\*品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案者の名称 \*申込順

③全提案者の評価点 \*得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案者の選定理由 \*講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議することとします。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。ただし、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合には、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。

(4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者的一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

## 9 その他

(1) 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

(2) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。

(3) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々

の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

**担当部局**

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 企業支援グループ

所在地：大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話：06-6360-9074

## 別記

### 特記仕様書

#### I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、大阪府及び管轄警察署への報告を行わなければならない。
- (2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- (4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づく公表又は入札参加停止を措置することがある。

#### II 個人情報取扱特記事項

##### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。  
(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

##### (作業責任者等の届出)

第3 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

##### (秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

##### (教育の実施)

第5 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

##### (再委託)

第6 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも別に定める条件を付するものとする。

##### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合

は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査及び報告)

第14 発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ隨時に調査することができる。

2 受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

### III 委託役務業務に係る出向社員等の取扱特記事項

入札等により大阪府が発注する委託役務業務を受注した者が、当該業務を履行するに当たり、他者から出向社員等を受け入れる場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

(取扱方針)

以下の2点については、原則禁止とする。

(1) 基幹社員（業務責任者等）への出向社員等の受け入れ

(2) 入札公告日から契約締結日まで、又は出向受入時において入札参加停止措置中の者からの出向社員等の受け入れ

ただし、上記(2)に関して、受注業者から、業務の安全かつ確実な引継ぎ、熟練労働者の確保、雇用の安定等のために最低限必要な出向社員等の受け入れについて、大阪府に事前に承認願いがあれば、承認基準の全てに該当する場合は承認する。

#### 【承認基準】

- ① 出向社員等の受入期間は最長1年間とする。
- ② 受け入れる人員数は業務従事者全体の50パーセント未満とする。
- ③ 労働者派遣事業法、職業安定法等の労働法規に違反していないこと。  
(労働者の供給事業などの違法な行為を行っていないこと。)
- ④ 受注業者及び出向元（派遣元）企業が親会社・子会社の関係ないこと。
- ⑤ 出向元（派遣元）企業が大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

#### (用語の定義)

(1)「受注業者」とは、競争入札等により当該業務を受注した者をいう。

(2)「入札参加停止措置中の者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

(3)「出向社員等」とは、出向元と出向先との間で締結された出向契約により、出向先企業の業務に従事する社員、又は派遣される社員のことをいう。

ただし、当該業務に係る入札公告日又は見積書依頼日の1年以上前かつ入札参加停止措置に該当する日以前から受注業者と出向又は派遣関係が確認できる場合はこの限りでない。

(4)「子会社」とは会社法（平成17年法律第86号）（以下「法」という。）第2条第3号に定めるもののをいう。また、「親会社」とは法第2条第4号に定めるものをいう。